

国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の期間延長について

平素より太田都市ガスの都市ガス・電気をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当社は、経済産業省の「電気・ガス価格激変緩和対策事業(以下、「本事業」)」^{※1}により、2023年2月検針分から2024年1月検針分の都市ガス料金・電気料金^{※2}の値引きを実施してまいりました。

この度、政府において本事業の実施期間延長が決定したことから、当社においても値引きの期間を延長いたします。

なお、お客さまが本事業による値引きを受けるにあたって、お客さまご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。

※1：本事業の概要は経済産業省ホームページ (<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>) でご確認ください。

※2：太田都市ガス株式会社は当社取次元の東京ガス株式会社（小売電気事業者/登録番号 A0064）が行う値引きに基づいて補助金事業を実施いたします。

値引き単価と適用時期について

下表の金額をお客さまの都市ガス料金・電気料金より値引きいたします。

都市ガス	2023年2月検針分から2023年9月検針分まで：1m ³ ご使用につき30円（税込み） 2023年10月検針分から2024年5月検針分まで：1m ³ ご使用につき15円（税込み） 2024年6月検針分：1m ³ ご使用につき7.5円（税込み） 年間契約量が1,000万m ³ 以上のお客さま、発電事業を営むお客さま（売電分）は対象外となります。 プロパンガスをご使用のお客さまは対象外となります。
電気	低圧電気をご契約のお客さま 2023年2月検針分から2023年9月検針分まで：1kWhあたり7円（税込み） 2023年10月検針分から2024年5月検針分まで：1kWhあたり3.5円（税込み） 2024年6月検針分：1kWhあたり1.8円（税込み）

【本事業に関するお問い合わせ先】

本事業の目的・概要などは、経済産業省の「電気・ガス価格激変緩和対策 事務局需要家向け窓口」（下記）へお問い合わせください。

■経済産業省「電気・ガス価格激変緩和対策 事務局需要家向け窓口」

0120-013-305

□受付時間 9:00～17:00（年末年始を除く）

お客さまへの請求料金に関しては、当社窓口（下記）までお問い合わせください。

■当社窓口

太田都市ガス株式会社

総務部

0276-45-4161

□受付時間 月～金 8:30～17:00（年末年始を除く）

以上